



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第25号

目次

人事委員会

○教育長の従事が制限される営利企業等の地位を定める規則の制定	1
○平成26年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の制定	1
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	4
○通勤手当の支給に関する規則の一部改正	8
○農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正	9
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	9
○栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	9
○地域手当の支給に関する規則の一部改正	10
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	11
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正	11
○寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正	12
○単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正	13
○管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正	14
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	15
○平成18年給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正	15

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二号

教育長の従事が制限される営利企業等の地位を定める規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

教育長の従事が制限される営利企業等の地位を定める規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十一条第七項の規定に基づき、教育長が兼ねることを制限される営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業等」という。）の地位を定めることを目的とする。

(営利企業等の地位)

第二条 法第十一条第七項の人事委員会規則で定める地位は、次のとおりとする。

- 一 営利企業等の顧問及び評議員の職
- 二 営利企業等の役員及び前号に掲げる職に準ずる職

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により任命された同法第十三条第一項の教育長について適用する。

栃木県人事委員会規則第三号

平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第六条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十六年給与条例附則第六条第一項の人事委員会規則で定める職員)

第二条 平成二十六年給与条例附則第六条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号。以下「初任給規則」という。）別表第十六から別表第二十一までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員

二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第二十六条の二、職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号。以下「公益法人派遣条例」という。）第六条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年栃木県条例第五十八号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第八条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項又は職員の分限に関する条例（昭和三十六年栃木県条例第四十四号）第二条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二号）第二条第一項又は公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十条に規定する傷病休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 自己啓発等休業条例第二条に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ト 配偶者同行休業条例第二条に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成二十六年給与条例附則第六条第二項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成二十六年給与条例附則第六条第一項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最

初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を、平成二十六年給与条例附則第六条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十六年給与条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)(次号において「改正前の給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表、平成二十六年給与条例第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号。以下「任期付職員条例」という。)第七条第一項若しくは第八条第一項の給料表又は平成二十六年給与条例第八条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第一項若しくは第二項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給(任期付職員条例第八条第一項の給料表にあつては、切替日の前日にその者が属していた職務の級)に応じた額(同日に任期付職員条例第七条第三項又は任期付研究員条例第五条第四項の規定の適用を受けていた職員にあつては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。)切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。)

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を、平成二十六年給与条例附則第六条第二項の規定による給料として支給する。

(平成二十六年給与条例附則第六条第三項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、職員の給与に関する条例の適用を受けない員職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他人事委員会がこれらに準ずると認める者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者

の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の承認を得て定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、平成二十六年給与条例附則第六条第三項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年給与条例附則第六条第二項の規定による給料の額に相当する額を、同条第三項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第六条 平成二十六年給与条例附則第六条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十一中

歯 科 技 工 士	短 大 卒	○	二	七	一〇	を
	高 校 卒	○	四	九	一二	
歯 科 技 工 士	短 大 三 卒	○	一	五	八	に改める。
	短 大 二 卒	○	二	七	一〇	

別表第二十中

短大卒	一級十五号給
高校卒	一級五号給

を

短大三卒	一級二十二号給
短大二卒	一級十五号給

に改める。

別表第二十三イの表中

33	34	69	68	51	50
34	34	69	68	51	50
34	35	69	69	51	50
34	35	70	69	51	50
35	36	70	69	52	51
35	37	70	69	52	51
36	38	70	69	52	51
36	39	71	69	52	51
36	40	71	70	53	51
37	41	71	70	53	51
37	41	72	70	53	51
38	42	73	71	53	51
38	42	74	72		51
39	43	75	73		51
39	43	76	74		51
40	44	77	75		52
40	44				52
41	45				52
					52
					52
					52
					53

に

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
33
34
34
34

を

29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32

に

29
29
29
29
30
30
30
30
30

を

28
29
29
29
29
29
30
30
30

に

14
14
14
14
14
15
15
15

を

13
14
14
14
14
14
14
15

に改める。

42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

28
28
29
29
29
30
30
31

27
27
27
27
27
28
28
28

改める。

42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45

41
41
41
42
42
42
42
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
39
39
39

別表第二十三への表中

を

に

を

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一号を次のように改める。

- 一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤す

ることが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用(地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年栃木県条例第二号。以下「外国派遣条例」という。)第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年栃木県条例第四十三号。以下「公益的法人派遣条例」という。)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十四号。以下「分限条例」という。)第二条第二号の規定による休職から復職したこと。

第十七条の二第二項第三号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)」を「地公法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和四十年栃木県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第二号中「第七条」の下に「及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十五号)附則第六条」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款原子力災害対策室の項及びねんりんピック推進室の項を削り、同表教育委員会の部事務局の款中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の別表(教育長に係る部分に限る。)の規定は適用せず、改正前の同表(教育長に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

栃木県人事委員会規則第八号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一市又は町の部矢板市の款市長部局の項中「総合政策課企画調整担当主幹 総合政策課長補佐兼財政担当主幹」を「総務課長補佐兼財政担当主幹 総合政策課政策企画担当主幹」に改め、同款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部さくら市の款議会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 課長」に改め、同款教育委員会事務局の項及び同部那須烏山市の款教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同部上三川町の款教育委員会事務局の項及び同部益子町の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部茂木町の款町長部局の項中「課長 出納室長」を「課長」に改め、同款教育委員会事務局の項及び同部市貝町の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部芳賀町の款町長部局の項中「企画課企画財政係長」を「企画課みらい創生係長 企画課財政係長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部壬生町の款教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同部野木町の款町長部局の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同款教育委員会事務局の項及び同部塩谷町の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部高根沢町の款教育委員会事務局の項中「教育長 参事」を「参事」に改め、同部那須町の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部那珂川町の款教育委員会事務局の項及び同表二一部事務組合の部芳賀地区広域行政事務組合の款教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同部南那須地区広域行政事務組合の款中「病院長 副病院長 診療部長 事務長 事務局次長 課長 管理課主幹 管理課長補佐 室長 所長 医長 科長 看護部長 庶務人事係長」を「事務局次長 病院事務長 事務次長 課長 所長 室長 病院長 統括管理監 副病院長 診療部長 看護部長」に改め、同部小山広域保健衛生組合の款中「ごみ処理施設整備課長」を「ごみ処理施設整備課長 室長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の別表（教育長に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の同表（教育長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

栃木県人事委員会規則第九号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。附則に次の三項を加える。

（給与条例第十一条の二の規定による地域手当の支給割合）

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第八条の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第二項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める割合は百分の二・九とし、同項各号の人事委員会規則で定める割合は附則別表のとおりとする。

（給与条例第十一条の三の規定による地域手当の支給割合）

- 4 平成二十六年給与条例附則第八条の規定により読み替えて適用される給与条例第十一条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

（平成三十年十月一日までの間における給与条例第十一条の四の規定による地域手当に関する経過措置）

- 5 平成三十年十月一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一項中「在勤していたとき」とあるのは「在勤していたとき（同項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が当該異動等の前日に在勤していた地域（栃木県の区域を除く。）又は事務所に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月をさかのぼつた日の前日から当該異動等の日の前日までの間（次項において「対象期間」という。）に当該地域又は事務所に係る給与条例第十一条の二第二項に定める割合（次項において「支給割合」という。）が改定されたときを含む。）」と、同条第二項中「当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）」とあるのは「当該異動等」と、 「同日から六箇月をさかの

ぼつた日の前日から当該異動等の日の前日までの間」とあるのは「対象期間」と、「条例第十一条の二第二項に定める割合」とあるのは「支給割合（対象期間において支給割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い支給割合）」とする。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第三項関係）

支給割合	支給地域
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十三	神奈川県のうち 横浜市 埼玉県のうち さいたま市
百分の六	宮城県のうち 仙台市

別表宮城県の項中「五級地」を「六級地」に改め、同表神奈川県の項中「三級地」を「二級地」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号へ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号二中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八条第一項第一号ホ及び同項第二号ハ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十六条第一号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の二百五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の部がんセンターの項中「(放射線技術部及び検査技術部の部長を除く。)」を削り、同表警察の部本部の項中「捜査指導官」を「人身安全対策指導官、捜査指導官」に改め、同部警察署の項中「及び鹿沼警察署」を「鹿沼警察署及び真岡警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十二号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則(昭和五十五年栃木県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(支給事務所)」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項第一号」を「第二十一条第一項」に、「地域」を「事務所」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項第一号及び第二号中「条例第二十一条第一項第一号又は別表第一」を「別表第二」に改める。

別表第二を削り、別表第一中「第一条、」を削り、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一 (第一条関係)

番号	事 務 所	所 在 地
一	二十一世紀林業創造の森	鹿沼市入栗野一五二二
二	那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所	那須塩原市百村三〇九二の一
三	日光土木事務所	日光市萩垣面二三九〇の七
四	日光土木事務所中禅寺ダム管理所	日光市中宮祠二四八一の八
五	日光土木事務所三河沢ダム管理所	日光市湯西川一八七六の七九
六	日光警察署	日光市稲荷町二の二の二
七	日光警察署安川町交番	日光市安川町三の五
八	日光警察署駅前交番	日光市相生町一八一の七
九	日光警察署中宮祠交番	日光市中宮祠二四七八の二三
十	日光警察署足尾交番	日光市足尾町通洞一の一四
十一	日光警察署久次良町警察官駐在所	日光市清滝安良沢町一七五二の一九
十二	日光警察署清滝警察官駐在所	日光市清滝一の一〇の三
十三	日光警察署細尾警察官駐在所	日光市細尾町四二五
十四	日光警察署湯元警察官駐在所	日光市湯元二五四九の二八
十五	今市警察署川治警察官駐在所	日光市川治温泉川治二二

十六	今市警察署三依警察官駐在所	日光市中三依三一
十七	今市警察署栗山黒部警察官駐在所	日光市黒部二六七の三
十八	今市警察署湯西川警察官駐在所	日光市湯西川一一六五の二
十九	那須塩原警察署那須交番	那須郡那須町大字湯本二〇五の八
二十	那須塩原警察署塩原交番	那須塩原市塩原一〇七八
二十一	那須塩原警察署戸田警察官駐在所	那須塩原市戸田六八四の三八
二十二	那須塩原警察署広谷地警察官駐在所	那須郡那須町大字高久乙二七五五
二十三	那須塩原警察署豊原警察官駐在所	那須郡那須町大字豊原丙二一五九の二

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(改正条例附則第十条の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年栃木県条例第六十五号)をいう。
 - 二 旧寒冷地等在勤職員 改正条例附則第十条第一項第一号に規定する旧寒冷地等在勤職員をいう。
 - 三 新寒冷地等在勤職員 改正条例附則第十条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤職員をいう。
 - 四 特定旧寒冷地等在勤職員 改正条例附則第十条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤職員をいう。
 - 五 一部施行日 改正条例第二条の規定の施行の日をいう。
 - 六 基準日 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第二号)第二十一条第一項に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。
- 3 基準日において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤職員であった者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤職員又は新寒冷地等在勤職員であったもの(改正条例附則第十条第二項から第四項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、その旧寒冷地等在勤職員又は新寒冷地等在勤職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤職員として勤務していたものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

栃木県人事委員会規則第十三号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
 第四条第三項中「第二号から第五号まで」を「第二号及び第三号に掲げる交通距離であるものにあつてはその額に七千円、第四号」に改め、「六千円」の下に「、第五号に掲げる交通距離であるものにあつてはその額に七千円」を加え、「第八号」を「第十号」に改め、同項第三号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第四号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第五号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第六号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第七号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第八号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第九号中「以上」を「以上二千メートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

十 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千円

十一 二千五百キロメートル以上 五万八千円

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年栃木県条例第二号）第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十二年栃木県条例第四十三号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第四十四号）第二条第二号の規定による休職から復職したこと。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号）附則第八条の規定により読み替えられた条例第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

栃木県人事委員会規則第十四号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年栃木県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八条の二第二項」を「第十八条の二第三項第一号」に改め、同項第一号中「占める職員」の下に「（以下「管理職員」という。）」を加え、「当該職員」を「当該管理職員」に改め、同条第二項中「第十八条の二第二項ただし書」を「第十八条の二第三項第一号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 条例第十八条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第一に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円（人事委員会が別に定める職員にあつては、五千円）
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千円
- 四 四種又は五種 三千円
- 五 六種又は七種 二千円

4 条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第2条第1項第2号関係

地方独立行政法人新小山市市民病院

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十六号

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受ける給料月額」を「受ける平成二十七年三月三十一日の給料月額（当該給料月額が同年四月一日に受ける給料月額に達しない場合には、同日の給料月額。以下「基準給料月額」という。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削り、同条第二項中「受ける給料月額」を「受ける基準給料月額」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

第五条第一項中「受ける給料月額」を「受ける基準給料月額」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。